

岐阜県文化芸術振興基本条例

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、その基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識の下に、県民の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民が等しく、文化芸術にかかわる機会を持ち、これを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、未来を担う子どもたちが、豊かな心を育むことができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が、地域の特色ある文化芸術に触れ、及び親しむことにより、ふるさとに誇りや愛着を持ち、地域が活性化するような環境の整備が図られなければならない。
 - 5 文化芸術の振興に当たっては、先人たちの努力によって築かれ、受け継がれてきた地域社会共有の財産である伝統文化を継承し、発展させることができるような環境の整備が図られなければならない。

(県の責務)

- 第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- 2 県は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、県民の意見を十分に把握し、その意見を当該施策に反映させるよう努めるものとする。
 - 3 県は、文化芸術振興施策の策定及び実施のために必要な体制及び施設環境を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第四条 県は、文化芸術の振興に関し市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に当たっては市町村との連携に努めるものとする。

(県民との協働)

第五条 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える者、文化芸術団体、企業その他関係機関との連携及び協働により、文化芸術振興施策の推進に努めるものとする。

(文化芸術活動の取組及び機会の充実)

- 第六条 県は、広く県民が文化芸術活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用に努めるとともに、県民が文化芸術を体験し、又は創造する活動に参加する機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、前項に定めるもののほか、優れた文化芸術の鑑賞等の機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を担う者等の育成)

第七条 県は、県民の文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動を担う人材及び団体の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、次代の文化芸術の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年が優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第九条 県は、伝統芸能、文化財その他の伝統文化が適切に保存、継承及び活用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実)

第十条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実に努めるとともに、文化施設以外の施設についても、文化芸術活動の場として活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術資源を活用した産業の振興等)

第十一条 県は、地域の豊かな文化芸術資源を活用して、観光産業をはじめとする産業の振興及び地域の活性化を図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他文化芸術の振興)

第十二条 県は、第六条から前条までに定めるもののほか、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(岐阜県文化芸術振興基金の設置)

第十三条 県は、文化施設の改修又は整備その他の文化芸術の振興に資する事業に必要な経費の財源に充てるため、県民からの寄附その他の支援及び協力を得て、岐阜県文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金の積立額は、予算に定めるところによる。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 5 基金は、文化施設の改修又は整備その他の文化芸術の振興に資する事業を実施するための財源とするため処分することができる。
- 6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。